

北間連だより

No.81

令和 2 年10月31日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの 間税会



江差町のシンボルである「かもめ島」と市街地

《 主 要 目 次 》

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| ●札幌国税局長着任あいさつ …………… 2 | ●北間連及び青年・女性部会役員名簿 … 8～9 |
| ●札幌国税局幹部のご紹介 …………… 3 | ●令和2年度「消費税等に関するアンケート調査」 ……10～11 |
| ●北間連会長再任あいさつ …………… 4 | ●歳出、税制及び執行に関する意見・要望…12～13 |
| ●青年部会長・女性部会長ご紹介 …………… 4 | ●叙勲受章と納税表彰等 ……………14 |
| ●北間連第47回通常総会等 …………… 5～6 | ●国税広報 ……………15～16 |
| ●全道30間税会の会長ご紹介 …………… 7 | |

着任あいさつ



札幌国税局長

いの 野 茂

出身地 東京都

略歴

昭和62年4月 国税庁入庁（酒税課）

平成6年7月 尾鷲税務署長

平成21年7月 国税庁 相互協議室長

平成24年7月 東京国税局 調査第一部長

平成26年7月 国税庁 情報技術室長

平成27年7月 国税庁 広報広聴官

平成28年7月 大阪国税局 総務部長

平成30年7月 国税庁 個人課税課長

令和2年7月 現職

北海道間税会連合会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

北海道間税会連合会におかれましては、「消費税に関する啓蒙活動と消費税期限内完納の推進」、「e-Taxの利用促進」及び『税の標語』の募集を通じた租税教育活動の推進」など、様々な活動を意欲的に展開され、また、会員の加入拡大にも積極的に取り組んでおられます。こうした活動に当たっておられる会員の皆様のご努力に対しまして、深く敬意を表し、心より感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、ご事業をしておられる数多くの納税者の方に多大な損害をもたらしました。こうした中、当局といたしましては、申告・納付期限の延長を実施するとともに、新型コロナ感染症にかかる経済対策として納税猶予制度の特例、消費税の課税選択の変更に係る特例等、新たな特例制度が創設されたところ、これらの積極的かつ柔軟な運用に尽力してまいりました。

現在、「新しい生活様式」「新北海道スタイル」を実践しながらの行政運営が求められる中、可能な限り納税者の皆様に寄り添いながら、引き続き納税者利便の向上と感染拡大防止につながる施策を徹底してまいりたいと考えております。

昨年10月には消費税率の引上げ及び軽減税率制度の導入が実施されました。事業者の皆様には適正な申告・納付を行っていただけるよう、制度の定着に向けて引き続き丁寧な相談対応や区分経理に関する記帳指導・申告指導に取り組んでまいります。

また、軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月には、消費税の仕入税額控除の新たな方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されますが、これに先立ち、来年10月から適格請求書発行事業者の登録申請が開始されます。

このインボイス制度は、消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものであり、多くの事業者の方に制度を理解していただき、準備や対応を行っていただく必要があります。このため、当局といたしましては、事業者の方々にインボイス制度の内容を十分にご理解いただき、自ら適切な申告・納税を行っていただけるよう、制度の周知・広報にも努めてまいります。

国の基幹税として、消費税に関する国民の関心が高まる中、税務行政の良き理解者である皆様の活動は大変重要なものであります。

北海道間税会連合会並びに会員の皆様とは、長年培って参りました協調関係を更に深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道間税会連合会及び傘下各間税会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

国税局幹部のご紹介（敬称略）



いそみ りゅうた
磯見 竜太

札幌国税局
課税第二部長

出身地 石川県
略 歴 平成 8. 4 国税庁 課税部 法人税課
平成25. 7 国税庁 課税部 法人課税課 課長補佐
平成26. 7 国税庁 課税部 課税総括課 課長補佐
平成27. 7 国税庁 長官官房 総務課 課長補佐兼企画調整官
平成28. 7 国税庁 課税部 酒税課 課長補佐兼企画調整官
平成29. 7 東京国税局 査察部 次長
令和元. 7 仙台国税局 徴収部長
令和 2. 7 現職



すみ なおと
鷺見 直人

札幌国税局
課税第二部次長

出身地 北海道
略 歴 昭和55. 4 札幌国税局 総務部 総務課
平成23. 7 川越税務署 副署長
平成25. 7 札幌国税局 総務部 税理士監理官
平成27. 7 札幌国税局 課税第二部 消費税課長
平成29. 7 滝川税務署 署長
平成30. 7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長
令和元. 7 札幌国税局 課税第一部 課税総括課長
令和 2. 7 現職



たなか やすし
田中 靖

札幌国税局
課税第二部
消費税課長

出身地 北海道
略 歴 昭和59. 4 札幌国税局 総務部 総務課
平成22. 7 札幌西税務署 管理運営第一部門 統括国税調査官
平成23. 7 深川税務署 総務課長
平成24. 7 札幌国税局 総務部 人事第1課 課長補佐
平成27. 7 新宿税務署 副署長
平成29. 7 札幌国税局 課税第一部 審理官
令和元. 7 札幌国税局 総務部 事務管理課長
令和 2. 7 現職



さくらい もとあき
櫻井 一精

札幌国税局
課税第二部
消費税課
課長補佐

出身地 北海道
略 歴 平成 4. 4 札幌国税局 総務部 総務課
平成21. 7 岩見沢税務署 法人課税第二部門 上席国税調査官
平成23. 7 札幌国税局 課税第二部 資料調査課 国税実査官
平成26. 7 札幌国税局 調査査察部 特別国税調査官 国税調査官
平成27. 7 札幌中税務署 法人課税第七部門 統括国税調査官
平成29. 7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 実務指導専門官
令和元. 7 札幌南税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
令和 2. 7 現職



やまもと なな
山本 なな子

札幌国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

出身地 北海道
略 歴 平成19. 4 札幌国税局 総務部 総務課
平成23. 7 札幌北税務署 法人課税第3部門 国税調査官
平成24. 7 札幌西税務署 法人課税第5部門 国税調査官
平成26. 7 札幌西税務署 法人課税第6部門 国税調査官
平成27. 7 札幌国税局 課税第二部 消費税課 国税実査官
平成28. 7 札幌中税務署 審理専門官 上席国税調査官
平成30. 7 現職

北間連会長再任あいさつ



高橋則行会長

この度の北間連第47回通常総会（書面審議）において引き続き会長の任を仰せつかり、改めてその職責の重みを感じております。

顧みますと平成18年に会長に就任し、その後、2年ごとの役員改選期において会長に再選され今日を迎えておりますが、この間、様々な行事が行われたほか、平成23年9月には、全間連第38回通常総会（全国大会）が函館で開催され、盛会裏に無事終了したことなどは、ひとえに皆様の多大なるご協力・ご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

ところで、皆様ご承知のとおり北間連は30単会から構成されていますが、広大な土地柄、札幌から陸路で200km以上離れている単会が3分の1強を占める（内300km超は4単会）という状況にあります。このような地理的条件のもと、北間連には県連というものがなく、通常総会ははじめ各種会議等は札幌で開催しておりますが、遠方からご出席いた

だく皆様は日帰りが無理という場合も多く、また、冬期間は風雪により飛行機が欠航する、あるいはJR等各種交通機関にも支障が出るなど大変厳しい条件下にあり、距離、時間そして経済的にも大きな負担となっています。しかしながらこのような状況の中で、総会は勿論のこと各種会議等には全道各地から多数ご出席いただくなど、当連合会の運営等にご協力をいただいておりますが、これも各単会の会長はじめ役員皆様の多大なるご尽力の賜物と深く感謝しているところです。

この北海道の広大な土地柄等の記載内容につきまして、前回再任された際の挨拶、あるいは全間連会報に寄稿させていただいた原稿と一部同様の内容となっておりますが、「北海道の特殊性を語らずに北間連の活動等を論ずることはできない」という思いが強く、改めて厚くお礼申し上げる次第です。

さて、ここ数年来、最重点施策として「会員増強による組織拡大」、「消費税完納運動の更なる推進」、「消費税の啓発活動等の拡充」の3点が掲げられ、積極的に取り組むこととされております。

これらの施策は決して目新しい事項ではなく、これまでも鋭意取り組んできていただいている間税会活動の根幹を成すものであり、今後とも各種活動を一層推進していただきますようお願いしたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大等により各種活動を自粛あるいは中止しなければならないといった、目に見えた活動が出来ない状況にもあります。

しかしながら、このような時であるからこそ、間税会活動の原点である「適正な申告と納税の実践を通じて円滑な税務行政の運営に資する」ということを、しっかりと再確認していくことが肝要と感じております。

いずれにしましても、間税会活動はまた新たな歴史が刻まれていくこととなりますが、今後とも微力ながら間税会の発展に努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

結びになりますが、国税ご当局の皆様には平素から当連合会の活動等に深いご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、再任の挨拶といたします。

北間連の新たな「青年部会長及び女性部会長」選出なる

この度の「青年部会第38回及び女性部会第34回通常総会」（書面審議）において、新たに青年部会長に秋庭征富氏（札幌南間税会）、女性部会長に鶴渕泰子氏（旭川東間税会）が選出されました。

お二人からは「前任者の後を引き継いで、微力ながら北間連のために頑張りたいと思います。皆様のご協力をお願いします。」とのお話をいただいております。



秋庭青年部会長

北間連 常任理事
札幌南間税会 常任理事
青年部会長
「北幹警備保障（株）」
代表取締役社長



鶴渕女性部会長

北間連 常任理事
旭川東間税会 常任理事
青年・女性部会長
「泰北商事（株）」
代表取締役

北間連第47回通常総会等～書面審議なる～

＝組織拡大・財政基盤強化と消費税完納運動の推進を！＝

令和2年度の「北間連第47回通常総会」及び「青年部会第38回・女性部会第34回通常総会」は、6月9日（火）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、通常総会の開催を中止し、議事は書面審議によることとされました。書面審議は、北間連の役員の皆様に議案書を送付のうえご審議いただき、「議事の賛否」について6月11日（木）までにご回答くださいますようお願いいたしましたところですが、「北間連第47回通常総会」の議事については構成員108名のうち85名の賛成、「青年部会第38回・女性部会第34回通常総会」の議事については構成員29名のうち21名の賛成の回答があり、この賛成をいただいたそれぞれの数は、議決（可決）を可能とする規約「構成員の過半数の同意をもって」との条件を満たしており、いずれの議案も可決・承認となりました。

●●● 第47回通常総会議事審議事項（抜粋） ●●●

■ 第1号議案 「令和元年度事業報告」

1 組織関係

(1) 会員数状況（令和2年4月1日現在）

北間連	4,678 名（前年比 58 名減）
青年・女性部会	511 名（前年比 4 名減）

○単位会別組織状況表

単位会名	2・4・1 会員数①	31・4・1 会員数②	差引増減		増減の状況	
			①－②		加入	退会
札幌中	129	139	-10		1	11
札幌西	415	413	2		28	26
札幌北	168	173	-5		3	8
札幌東	216	218	-2		10	12
札幌南	244	254	-10		2	12
函館	397	399	-2		6	8
江差	65	70	-5		0	5
八雲	89	88	1		2	1
小樽	102	103	-1		0	1
余市	66	66	0		0	0
倶知安	105	100	5		6	1
岩見沢	340	325	15		25	10
滝川	129	135	-6		0	6
深川	60	61	-1		0	1
旭川中	218	219	-1		2	3
旭川東	214	219	-5		4	9
富良野	41	41	0		0	0
名寄	65	65	0		0	0
留萌	136	137	-1		0	1
稚内	232	234	-2		0	2
室蘭	102	106	-4		0	4
浦河	65	69	-4		0	4
苫小牧	118	122	-4		1	5
網走	106	106	0		0	0

紋別	130	132	-2	0	2
北見	89	92	-3		3
釧路	252	255	-3	1	4
帯広	206	213	-7	2	9
十勝池田	59	61	-2	0	2
根室	120	121	-1	0	1
合計	4,678	4,736	-58	93	151

(2) 全間連第15回指定モデル会

留萌間税会（平成30年10月～令和2年9月）

2 事業等活動関係

(1) 会議等実施状況、(2) 消費税に関する啓発活動と期限内完納の推進、(3) e-Tax の利用推進、(4) 税務関係団体との連携協調、(5) 税制関係（消費税等アンケート調査・提言活動）、(6) 広報活動、(7) 租税教育推進

■ 第2号議案

「令和元年度収支決算報告及び剰余金処分」

1 令和元年度収支決算報告（平成31.4～令2.3）

【一般会計】 単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	800	人件費	4,053
会費収入	14,208	福利厚生費	224
広告料収入	—	事業費	2,965
臨時会費収入	564	会議費	1,071
雑収入	215	旅費交通費	2,404
		事務所関係費	978
		通信印刷費等	859
		部会助成金	282
		本部負担金	1,385
		雑費	192

		剰余金	1,374
合 計	15,787	合 計	15,787

【特別会計】（全国大会特別基金）単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金 額	勘定科目	金 額
前期繰越金	9,942	経費等支出	—
一般会計から繰入	—	剰余金	9,942
雑収入	0		
合 計	9,942	合 計	9,942

2 令和元年度剰余金処分（単位未満四捨五入）

区 分		金額（千円）
一般会計	次期繰越金	1,374
特別会計	次期繰越金	9,942

■ 第3号議案 「令和2年度事業計画」

〈基本方針〉

「会員増強による組織拡大、消費税完納運動の更なる推進、消費税啓発活動等の拡充」の3つの重点施策のもと、各種事業活動を推進し活性化を図るとともに、税制等に関する提言活動を進める。

1 組織の拡大

- (1) 「現状を維持し、少しでも上積みを図る」との理念のもと、新規加入者より退会者が多く、連年会員が減少している点を十分考慮し会員の加入拡大に取り組むこととする。
- (2) 青年部会・女性部会の既存部会の活性化と後継者の育成等に努める。

2 事業活動の推進

- (1) 会議等予定（令和2年4月～令和3年3月）

月日	会 議 等（主たるもの）
4.17金	正副会長・部会長会議、札幌5間税会連絡協議会
5.21木	広報・税制委員会
6.9火	北間連第47回通常総会
〃	青年部会38回・女性部会34回通常総会
6.17水	事務担当者会議
8.25火	正副会長・部会長会議
11.13金	税団協主催「国税局長講演会等」
〃	全道青年・女性部会長会議
1.28木	全道会長会議、常任理事会
〃	納税表彰受彰祝賀会・賀詞交換会
上記のほか、税団協・協議会、全間連会議等に関係者出席。	
（注）上記「会議等予定表」のうち、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、4月～8月に開催予定であった会議等は中止となっている。	

- (2) 消費税等の啓発活動と消費税期限内完納の推進（研修会・説明会・講演会等の開催、クリアファイルの活用、消費税備蓄預金・ダイレクト納付への取り組み等）
- (3) e-Tax 利用促進への取り組み
- (4) 税務関係団体との連携・協調（税団協議会等）
- (5) 税制関係（消費税等に関するアンケート調査、税制・執行に関する意見・要望の提言等）
- (6) 広報関係（消費税軽減税率・インボイス制度の周知、会報誌発行、「税の標語」募集、「税を考える週間」協賛行事の実施等）
- (7) 租税教育の充実と推進（「税の標語」募集の推進、札幌5間税会連絡協議会の活動推進、租推協への参画等）
- (8) ジブラルタ生命保険との団体契約加入の促進

■ 第4号議案

「令和2年度収支予算」（令和2.4～令和3.3）

【一般会計】 単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金 額	勘定科目	金 額
前期繰越金	1,374	人件費	4,128
会費収入	14,034	福利厚生費	240
広告料収入	50	事業費	2,750
臨時会費収入	260	会議費	370
雑収入	60	旅費交通費	2,330
		事務所関係費	1,010
		通信印刷費等	880
		部会助成金	490
		本部負担金	1,390
		雑費	220
		予備費	1,970
合 計	15,778	合 計	15,778

【特別会計】（全国大会特別基金）

単位：千円（単位未満四捨五入）

前期繰越金	9,942
計	9,942

■ 第5号議案 「役員改選」

本年度は役員改選期に当たり、北間連及び青年部会・女性部会の各役員が選任された。

改選後の北間連の役員は別掲8ページ、青年部会・女性部会の役員は別掲9ページのとおりであります。

全道30間税会の会長の皆様ご紹介（敬称略）

全道30間税会の会長の皆様は、北間連の役員（会長・副会長又は常任理事）に就任していただいておりますが、令和2年度は、北間連の役員改選期となっており、北間連第47回通常総会（書面審議）において4名（札幌東、岩見沢、深川、釧路）の会長が新たに役員に選任され、他の26間税会の会長の皆様は再任となっています。紙上にて会長の皆様をご紹介させていただきますとともに、間税会活動に一層のお力添えをお願い申し上げます。



札幌中間税会
戸澤 亨
日之出商事(株)
代表取締役社長



札幌西間税会
福島 勝男
(株)福島
代表取締役会長



札幌北間税会
鷺尾 和徳
鷺尾ウッドワーク(株)
取締役会長



札幌東間税会
小野 博史
札幌三信倉庫(株)
代表取締役社長



札幌南間税会
丹野 司
日北自動車工業(株)
代表取締役



函館間税会
高橋 則行
(株)高橋組
代表取締役社長



江差間税会
小笠原 隆
(株)五勝手屋本舗
代表取締役会長



八雲地方間税会
佐々木秀雄
(株)丸さ佐々木金物店
代表取締役会長



小樽間税会
杉下 清次
税理士法人 中央会計事務所
代表社員



余市間税会
清水 義信
(有)清水燃料商事
代表取締役



倶知安地方間税会
名畑 正樹
名畑石油(株)
代表取締役



岩見沢間税会
氏家 則之
(株)くりねん
代表取締役



滝川間税会
明門 直志
明門工業(株)
代表取締役社長



深川間税会
寺迫 公裕
寺迫工業(株)
代表取締役社長



旭川中間税会
新谷 龍一郎
新谷建設(株)
代表取締役社長



旭川東間税会
山崎 興吉
男山(株)
代表取締役社長



富良野地方間税会
廣瀬 寛人
(株)富良野タクシー
代表取締役



名寄間税会
眞鍋 和一
(株)眞鍋組
代表取締役社長



留萌間税会
堀口 亘
(株)堀口組
代表取締役会長



稚内税務署管内間税会連合会
田邊登代二
田邊登代二税理士事務所
所 長



室蘭間税会
松永 英樹
輪西中核施設協同組合
代表理事



浦河間税会
中島 渡
(株)中島組
代表取締役社長



苫小牧間税会
市町 峰行
(株)丸善市町
代表取締役社長



網走間税会
本間 弘哉
(株)木下鉄工所
代表取締役



紋別間税会
鈴木 一信
(株)ハボロ
代表取締役社長



北見間税会
河合 昭徳
ネットヨク北見(株)
代表取締役会長



釧路間税会
村井 順一
村井建設(株)
代表取締役



帯広間税会
白井 呉行
(株)日専連ジェミス
代表取締役



十勝池田間税会
平井 昌行
(株)十勝工建
代表取締役社長



根室間税会
滑川 義幸
双葉電気(株)
代表取締役

令和2年度北間連第47回通常総会役員改選による役員名簿（敬称略）

令和2年6月

●～新任 ◇～青年部会・女性部会

役職 単会	会長・副会長	常 任 理 事				理 事	監 事
		総務	会務・運営	広報	税制		
顧問	福岡 正 英						
札幌中	副) 戸澤 亨 (広報委員長)		依田 忠敏		◇伊藤 裕一	茅野 昭子	橋本 靖弘
札幌西	副) 福島 勝男 (税制副委員長)	●福岡 道廣	永田 英治	大島 紀之	斉藤 淳一	未定	光永 剛
札幌北	副) 鷲尾 和徳 (総務委員長)	◇浜本 悦子	米重 武志	●◇中田邦夫	広瀬 進	上村 誠二	
札幌東	副)●小野 博史 (会・運委員長)	鈴木 明広		◇濱川 貴	●池田 光司	未定	
札幌南	副) 丹野 司 (総務副委員長)		◇小仲美智子	杉浦 勝利	宮内 光則	宮本 裕司	
函 館	会長 高橋 則行	成澤 茂	灰谷 良一	和田 一明		●◇寺井雄子	
江 差		小笠原 隆				室谷 元男	
八 雲			佐々木秀雄			足立 守司	
小 樽		杉下 清次		◇阿部 誠	◇新倉 百恵	奥村雄一郎	
余 市			清水 義信			高見 祐司	
倶知安				名畑 正樹		未定	
岩見沢	副)●氏家 則之 (総務副委員長)		鈴木 安行	北澤 治雄	●◇本田雅義	◇波田野 愛	
滝 川		明円 直志	◇遠藤 ユリ		◇伊藤 克嘉	中島 康	
深 川				●寺迫 公裕		●清水 一男	
						◇松井 卓也	
						◇宮岸 雅子	
旭 川 中	副) 新谷龍一郎 (税制副委員長)	◇湯浅 義弘		生駒 雅彦		◇東 光代	
旭 川 東			山崎 與吉	●高 喜久雄	濱口 勝紀	未定	
				◇鶴淵 泰子			
富良野					廣瀬 寛人	未定	
名 寄				真鍋 和一		未定	
留 萌		堀口 亘				田下 啓一	
						◇梅田 敏英	
稚 内	副) 田邊登代二 (広報副委員長)		中野 修二		大池 一治	未定	
室 蘭		松永 英樹	竹内 芳郎			栗本 茂生	
浦 河					中島 渡	奥田宗一郎	
苫小牧	副) 市町 峰行 (会・運副委員長)	藤田健次郎			田中 敏彦	●佐藤 徹	
				●◇星野岳夫	◇村川 馨		
網 走		本間 弘哉				須田修一郎	
紋 別		鈴木 信				今野 政男	
北 見		河合 昭徳	舩川 誠			真柳 正裕	
釧 路	副)●村井 順一 (総務副委員長)				◇荒井 一晃	●森村 好幸	
帯 広		臼井 呉行	藤本 長章	◇加藤 祐功	徳井 裕昭	家内 裕典	
				●◇小林容子			
十勝池田		平井 昌行				齊藤 健司	
根 室		滑川 義幸				渡邊 政之	
事務局	専務)奈須川弘志 (税制委員長)						

令和2年度

「北間連青年部会第38回」通常総会
「北間連女性部会第34回」通常総会

役員改選による役員名簿

❖ 北海道間税会連合会「青年部会役員名簿」

(敬称略)

役 職	氏 名	区分	所属単位会・役職	北間連役職 (担当専門委員会)
部 会 長	秋 庭 征 富	新任	札幌南間税会青年・女性部会長	常任理事 (税 制)
副 部 会 長	伊 藤 裕 一	再任	札幌中間税会青年部会長	〃 (税 制)
〃	中 田 邦 夫	新任	札幌西間税会青年部会長	〃 (広 報)
〃	山 本 透	〃	札幌北間税会青年部会長	〃 (会務運営)
〃	濱 川 貴	再任	札幌東間税会青年部会長	〃 (広 報)
〃	寺 井 慎一郎	〃	函館間税会青年部会長	〃 (会務運営)
〃	阿 部 誠	〃	小樽間税会青年部会長	〃 (広 報)
〃	本 田 雅 義	新任	岩見沢間税会青年部会長	〃 (税 制)
〃	伊 藤 克 嘉	再任	滝川間税会青年部会長	〃 (税 制)
〃	湯 浅 義 弘	〃	旭川中間税会青年・女性部会長	〃 (総 務)
〃	星 野 岳 夫	新任	苫小牧間税会青年・女性部会長	〃 (広 報)
〃	荒 井 一 晃	〃	釧路間税会青年・女性部会長	〃 (税 制)
〃	加 藤 祐 功	再任	帯広間税会青年部会長	〃 (広 報)
委 員	松 井 卓 也	〃	深川間税会青年部会長	理 事
〃	梅 田 敏 英	〃	留萌間税会青年部会長	〃
〃	高 橋 将 雄	〃	札幌西間税会青年副部会長	
〃	藤 沢 政 春	〃	札幌北間税会青年副部会長	
〃	高 秀 宣	〃	旭川東間税会青年・女性副部会長	
監 事	遠 藤 正 史	〃	札幌中間税会青年部 (親会理事)	
〃	長 谷 政 幸	〃	札幌西間税会青年副部会長	

❖ 北海道間税会連合会「女性部会役員名簿」

(敬称略)

役 職	氏 名	区分	単 位 会 役 職	北間連役職 (担当専門委員会)
部 会 長	鶴 渕 泰 子	新任	旭川東間税会青年・女性部会長	常任理事 (広 報)
副 部 会 長	浅 野 郁 子	再任	札幌中間税会女性部会長	〃 (広 報)
〃	浜 本 悦 子	〃	札幌北間税会女性部会長	〃 (総 務)
〃	小 仲 美智子	〃	札幌南間税会青年・女性副部会長	〃 (会務運営)
〃	松 木 志津香	〃	函館間税会女性部会長	〃 (広 報)
〃	新 倉 百 恵	〃	小樽間税会女性部会長	〃 (税 制)
〃	遠 藤 コリ	〃	滝川間税会女性部会長	〃 (会務運営)
〃	村 川 馨	〃	苫小牧間税会青年・女性副部会長	〃 (税 制)
〃	小 林 容 子	新任	帯広間税会女性部会長	〃 (広 報)
委 員	寺 井 雄 子	新任	函館間税会女性副部会長	理 事
〃	波田野 愛	再任	岩見沢間税会女性部会長	〃
〃	宮 岸 雅 子	〃	深川間税会女性部会長	〃
〃	東 光 代	〃	旭川中間税会青年・女性副部会長	〃
〃	鷺 尾 麗 子	〃	札幌北間税会女性部会理事	
監 事	篠 原 董	新任	札幌西間税会女性部会	
〃	米 重 浩 美	再任	札幌北間税会女性部会副部会長	

令和2年度「消費税等に関するアンケート調査」実施

■■■ 回答率84.9%！ご協力ありがとうございました ■■■

令和2年度「消費税等に関するアンケート調査」は3月から4月初旬にかけて実施され、調査依頼件数770件のうち654件の回答（回答率84.9%）となっており、平成31年度（回答率84.4%）に比べ0.5ポイントの増加となっている。654件回答の男女別内訳は、男534件、女120件となっている。アンケート項目の回答状況等は次表のとおりである。

調査項目ごとの回答状況

調 査 項 目	設 問	回 答 件 数	構 成 比 (%)
1 実施された消費税の軽減税率制度に関すること 全間連が導入に強く反対してきました消費税の軽減税率制度が昨年10月から実施され既に半年が経過しましたが、実施された軽減税率制度の評価について該当する欄に「○」印を付けてください。	① 軽減税率制度が実施されて良かった。	131	20.1
	② 軽減税率制度は廃止すべきである。	324	49.5
	③ どちらとも言えない。	194	29.7
	④ その他（ ）	5	0.7
	計	654	100
2 総額表示義務の特例措置に関すること 事業者が消費者へ販売する場合には、令和3年3月末までの特例措置として、税込価格であると誤認されないための措置（例：〇〇円（本体価格）、〇〇円（税抜価格）などの表示）を講じているときは「税抜価格」を表示することも認められています。全間連では、店舗によって価格表示が異なり紛らわしいこと等から、特例措置の期限到来後は消費税法に規定する「税込価格」を表示する総額表示に統一するよう要望しておりますが、今後の方向性について該当する欄に「○」印を付けてください。	① 特例措置の適用期限到来後は、消費税法に規定する「税込価格」を表示する総額表示に統一すべきである。	387	59.2
	② 特例措置の適用期限を延長し、「税抜価格」の表示も認めるべきである。	78	11.9
	③ どちらでも良い。	183	28.0
	④ その他（ ）	6	0.9
	計	654	100

アンケート調査では、設問項目以外に次のようなご意見が寄せられています。（抜粋掲載）

- 消費税が10%になってから軽減税率制度をするくらいなら、8%のままで良いと思う。
- せっかく納税された消費税を有益に使うこと。ポイント制度やキャッシュレス還元は止めること。そうでないと税率15%が目に見えてくる。
- 本体価格プラス消費税（10%）」の表示が分かりやすいと思う。
- 軽減税率の範囲を狭めて、消費者に分かりやすくすべきである。
- 今後も消費税率の上昇は考えられるが、景気の動きも見極める必要がある。
- 組合員（90店）の半数くらいは小規模経営者。そのうちレジを交換したものは4店（直した店も数店）。大半が手作業で対応。当組合は当初から軽減税率制度に反対で今も変わらない。これを機会に廃業する店あった。
- 軽減税率については作業が煩雑、その上解釈で税率が変わる（酢を食用で買えば8%、試薬で買えば10%）点も何とかして欲しい。企業の経理部門に（収益とならない）負担をかけており、不満。ただ働きである。
- 持ち帰りとその場で食事するときで税率が異なるのは、子供が考えてもおかしいと思いませんか。
- テイクアウトと税率が違うので面倒。
- 会としては、軽減税率の廃止一本に集中して活動して欲しい。
- 住宅などの高額なものは消費税が変わるとエンドユーザーの負担が大きく契約時の負担感が重い。購入後の軽減措置はあるものの、これ以上上がるときつと感じています。
- 税抜き価格へ統一を希望（税込み価格は納税額と商品価格の同一視を招く。本来の商品価格の掲示が必要）。



- 非常に分かりにくく事務負担が増大している。働き方改革と言いながら労働時間は長くなっている。
- 消費税率引き上げはやむを得ないが、その使途を社会保障ではなく国債の元本償還に回すべきである。社会保障というが、それは現世代の年寄対策なのだから、自分も含めた高齢者は我慢してでも、将来の日本を背負う子供たちや孫にこの借金を負担させるべきではない。
- 将来的には消費税率は20%程度必要になると考えるが、そのレベルになった時は、現状よりも簡便な制度であることを要件に軽減税率（5%程度が妥当か）の導入も視野に入れるべきと考える
- 軽減税率が廃止になれば、総額表示をすることもなくなると思う。
- 軽減税率の対象範囲を見直すべきである。
- 事務処理の省力化のため、消費税率の単一化とインボイス制度の再考が必要である。（同様意見2件）
- 国の財政事情から消費税率の引き上げは仕方のないことであるが、軽減税率（複数税率）やインボイス制度は消費税の根幹である「簡素で誰にでも理解できる税体系」の基本的な考え方から大きく離れてしまうので、絶対反対するものである。（同様意見15件）
- 消費税は広く均等な税負担を求めるものであり、国はポイント還元を通じて利便性を高めたいとのことですが、郡部や都市部に住む者に恩恵に濃淡があり、制度に不備が出てくるのではと思います。
- とにかく末端の事業者にとり以上事務的な負担をかけないで頂きたい。切に願います。
- これ以上、上がらないで欲しい。廃止や凍結が大幅な減税をお願いしたい。（同様意見2件）
- 今後も税率の見直し（増税）があると思うが、国の健全経営と国民に使って欲しい。
- 揮発油税のTAXオンTAXが5円以上になった。現在150円弱（税込み）のレギュラーガソリンに59円も課税されている現状は如何なものか。早く解消して欲しい。（同様意見3件）
- 自動車税等の支払い期限の延長。 ○ガソリン税は廃止
- お酒の税金を上げて、ガソリンの価格を下げて欲しい。
- 印紙税法の廃止を希望する。（同様意見2件）
- 嗜好品（タバコ、酒）の税率を上げるべき。
- たばこ税を下げて欲しい。
- 税制は、国、地方を問わず単純明快が良い。
- 税金が高すぎる。
- 健康保険（税）料の所得区分ごとの負担割合を見直すべきである。現在の区分では所得金額500万円以上は最高額の負担となるが、所得1千万円の人も5千万円の人も1億円の人も同額の負担は余りにも不公平と感じてならない。
- 地方税の償却資産税は事業意欲を阻害するような税制であり、廃止すべきと考える。
- ほぼ毎年のように社会保険料や厚生年金掛金が増加している。従業員を昇給してもなかなか手取りアップにつながらない。せめて所得税の調整だけでも要望していただきたい。
- 現在、法人税、法人道民税、法人市民税を別々に申告しているが、少なくとも法人道民税、市民税は一本の申告とすべき。税の配分は、行政においてすばいいこと。
- 消費税増税のうえ、税ではないが社会保険料等がほぼ毎年掛け金がアップしているのが納得できない。消費税の増税分をきちんと社会保障に振り向けていないから社会保険料等もアップするのではないかと感じている。
- コロナウイルスで法人税も少なくなる。政府でも何か考えて。
- 法人税なども大幅に下げたほうが良い。企業は利益を抑えてしまう。
- 消費税率アップが高齢者の自営業者が廃業するきっかけを作ったように思います。
- 高齢化進行している我が街での申告のIT化はなかなかついていけない。高齢者向けの簡単な講習会を度々開いて欲しい。
- コロナウイルス影響がどのくらいの期間あるのか誰もが不安、税についてどのような措置がとられるのか。
- 今の政府は、税金の無駄使いが多いと思う。
- コロナの影響で事業者等の税負担が大きくなるので何らかの軽減措置を検討してもらいたい。
- 10月に軽減税率が実施されたが、それから不況である。また、小売業がやめていってる。商売を続けていくことに皆さんが力を無くしている。また、コロナの状態、皆さんがやる気を無くしている。
- 新型コロナウイルスの影響を受けて需要が冷え込む中、消費喚起のためにも、期間限定で税率ゼロすべき。

全間連に「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を提出

「消費税等に関するアンケート調査」などを踏まえ、北間連としての「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を以下のように取りまとめ、5月下旬、全間連に提出。

1 歳出に関する事項

【要 旨】

更なる行財政改革の断行と税の使途の再検証を徹底し、一層の経費削減を図ること。

(理 由)

特殊法人等既存組織の見直しや税の使途の検証などは中途半端に終わっている感があり、また国会議員や歳費の削減なども一向に進展せず、行財政改革・歳出削減等が徹底されているとの実感は無く、税の使途に対する不信感が強い中での増税は、国民の理解と納得は得られない。

2 執行に関する事項

【要 旨】

消費税の滞納発生防止と滞納税額の徴収を徹底すること。

(理 由)

- 消費税は国税収入の基幹税として重要な役割を担っており、昨年10月の消費税率の引き上げにより社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりであり、消費税が完納されることは極めて大事なことである。
- 消費者からの預かり金的性格を有する消費税が、不正等により一部の事業者（納税者）に滞り国庫に入らないということは、適正に納めている納税者の不公平感や税務行政への不信感にも繋がりがかねない。
- 国税の滞納額全体に占める消費税滞納額の割合は依然高く、また、過去二度の消費税率引き上げにおいては、いずれも翌年度以降の消費税の新規発生滞納額が大幅に増加していることなどから、昨年度、消費税率が引き上げられたことにより更に増加することが懸念される。

3 消費税に関する事項

(1) 税率について

【要 旨】

単一税率に戻すべきである。

(理 由)

- 複数税率の導入は「制度の簡素化」、「経済活動に対する中立性」の阻害要因となる。
- 軽減税率制度は消費税率10%を8%にするということで僅か2%の軽減であり、低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）としての効果は薄く、反面、多くの事業者に対象品目の仕分け、レジの改造・取替え、区分経理や納税申告事務の複雑化といった負担増のほか、軽減対象・税率区分の可否等をめぐって、消費者・事業者双方が困惑するなど費用対効果の面からものはなだ疑問な制度である。
- 消費税の申告・納税に際しては、軽減税率適用の判断基準の困難性に加え恣意性も入りやすいことなどから、税率区分の正否の判定等適切に対応するための事務量の増加やトラブル、訴訟が生じるなど、納税者、課税庁双方に大きなコスト増となる。
また、既に複数税率を導入している欧州では軽減税率の線引きをめぐって、税務当局と事業者との間で訴訟も頻発しているのが現状である。
- 軽減税率は、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなるほか、みんなの税負担が引き下がることになり逆進性という状況は変わらないなど、逆進性の緩和という政策効果は薄く、本来の低所得者対策にならないばかりか、一方では膨大な税収を失うことになり、新たな財源の確保が必要となる。
本来、消費税は比較的安定的な税収であり社会保障費等の財源として期待されており、また、消費税率引き上げは、「社会保障と税の一体改革」の観点から、社会保障費の増大に対処すべく行われているが、逆進性緩和策としての効果が薄い軽減税率導入により膨大な安定財源を失うことになり、その穴埋めに他の財源を見つけるために苦慮するということは本末転倒である。
- 軽減税率導入後も当面は経過措置により免税事業者からの仕入れ控除も可能とされているが、いずれは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるため、インボイス作成・発行等の事務負担が増加するほか、インボイスは課税事業者しか発行できないため、免税事業者からの仕入れ控除はできないことになり、免税事業者が取引から排除されるなど不利となるばかりか、廃業に追い込まれることも懸念される。

(2) 軽減税率対象範囲の見直しについて

軽減税率は、高所得者ほど受ける恩恵が大きく本来の低所得者対策にならないばかりか、事業者の事務負担増、膨大な税収減などさまざまな問題が指摘されており、基本的には単一税率に戻すべきものと考えているが、次の見直しを図ること。

【要 旨】

- ① 軽減税率は消費者に販売（小売り）される最終段階でのみ適用されるべきであり、流通段階及び他の飲食料品・製品の原材料となる飲食料品やレストランへ販売する食材などは、軽減税率の対象とすべきではない。

（理 由）

軽減税率制度は、「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」の概念が根底にあることからすると、消費者に販売（小売）する段階で軽減されることを基本とすべきであり、流通段階及び他の飲食料品・製品の原材料や食材になる段階の飲食料品までも軽減税率の対象とするのは趣旨にそぐわない。

【要 旨】

- ② 「新聞」は軽減税率の対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

（理 由）

新聞が軽減税率の対象になったのは「活字文化の維持・普及にとって国民の負担を減らすことは不可欠」とのことであるが、軽減税率導入は「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）をどうするか」ということから提唱されているものであり、「活字文化の維持・普及」との論点は全外的外れなものである。
また、2%の軽減で数値上は負担が軽くなるということにはなるが、近年は電子版新聞も増えるなど新聞の定期購読者も減少していることなどを考えると、低所得者に対する負担緩和策としての効果があるとは言い難い。
一方、「活字文化の維持・普及」を軽減税率対象の論拠にするならば、なぜ週二回以上発行の定期購読の新聞だけが軽減対象となるのか、書籍はどうなのかという問題は解消されない。
また、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であるため、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」がこのまま軽減税率の対象になっていることは、今後「低所得者に対する負担緩和策」との枠を超えた概念のもと、様々な軽減税率対象品目の要求が拡大されるなど、税源の浸食が懸念される。

【要 旨】

- ③ 消費税の仕入税額控除の仕組みは、「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

（理 由）

消費税の仕入税額控除制度は、昨年10月の軽減税率制度導入に伴い、令和5年9月までの間は現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」となり、令和5年10月からは「適格請求書等保存方式」の導入が予定されているが、「適格請求書等保存方式」は、免税事業者が取引から排除される恐れがあることから、令和5年10月以降も「適格請求書等保存方式」に移行することなく、「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。

4 価格表示について

【要 旨】

- 事業者が消費者へ販売する場合の価格表示は、税込価格（総額表示）とすること。

（理 由）

店舗によって税抜価格あるいは税込価格と価格表示が異なることは、消費者にとってはまぎわらしく、また、商品を購入する場合は「税込価格はいくらなのか」ということ考慮して購入の可否判断をすることが一般的であることから、令和3年3月末までの税抜価格表示特例措置の期限到来後は、消費者視点に立って税込価格を表示する総額表示に統一すべきである。

5 その他

【要 旨】

- ① 発油税等個別間接税と消費税の併課を早期に解消すべきである。

（理 由）

揮発油税や酒税、タバコ税などは製造場から移出されるときの商品の製造原価を構成しており、ガソリン等の購入に当たっては揮発油税等に消費税を上乗せ（併課）した金額の支払いを余儀なくされているところであるが、昨年10月に消費税率が引き上げられたことにより、消費者の併課による消費税負担額は一層大きくなっているが、この併課の問題は消費税導入時から改善すべき事項として提議されてきたところであり、早急に根本的な見直しが必要である。

【要 旨】

- ② 印紙税法は廃止すべきである。

（理 由）

印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税とされているが、経済取引自体に直接負担を求める消費税の創設により、一つの経済取引に二重の税が課せられることや、IT化がさらに進展し電子決済による商取引が浸透していく中で、電子商取引か文書取引かで課税の有無が生じるのは不合理であることなどから、印紙税法は廃止すべきである。

令和2年「春の叙勲」受章おめでとうございます

敬称略

旭日小綬章

高 橋 則 行



全国間税会総連合会 副会長
北海道間税会連合会 会長
函館間税会 会長

令和2年度納税表彰受彰おめでとうございます

敬称略

国税庁長官表彰

福 島 勝 男



全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
札幌西間税会 会長

国税局長表彰

市 町 峰 行

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
苫小牧間税会 会長



廣 野 勝 利

深川間税会 顧問



清 水 義 信

北海道間税会連合会 常任理事
余市間税会 会長



税務署長表彰

上 村 誠 二

北間連理事（札幌北間税会）

小 野 博 史

北間連副会長（札幌東間税会）

川 瀬 裕 也

釧路間税会 常任理事

半 澤 敏 夫

苫小牧間税会 常任理事

秋 庭 征 富

北間連常任理事（札幌南間税会）

林 重 樹

札幌東間税会 常任理事

舩 川 誠

北間連常任理事（北見間税会）

佐 藤 信 樹

倶知安地方間税会 副会長

横 関 一 伸

札幌南間税会 常任理事

木 幡 光 範

旭川東間税会 理事

中 田 昭 二

札幌西間税会 常任理事

小野寺 俊

釧路間税会 常任理事

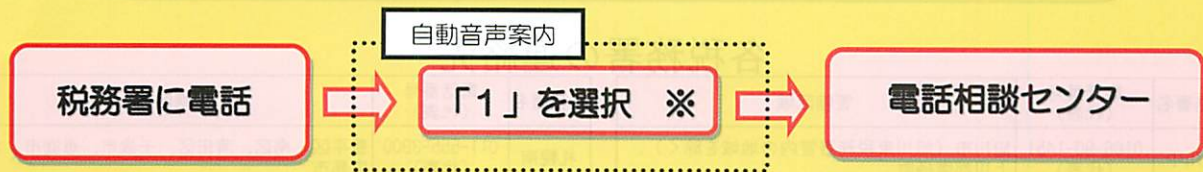
(注) 各受彰者の役職につきましては、他の税務関係団体等の役職にも在る場合、その役職名の記載は割愛して掲載しておりますのでご了承願います。

国税に関する相談はお電話で！！

各税務署の連絡先は裏面をご覧ください。

税の取扱い・申告手続きなどの国税に関する

ご相談は、「電話相談センター」をご利用ください。



※ 相談内容に応じて、以下の番号を選択してください。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 所得税 | ④ 法人税 |
| ② 年末調整などの源泉徴収や支払調書 | ⑤ 消費税・印紙税 |
| ③ 譲渡所得(個人)・相続税・贈与税・財産の評価 | ⑥ その他のご相談 |

＜税務署での申告・面接相談は、事前予約が必要です＞

税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう

申告・面接相談の事前予約制を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしておりますので、面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。



～税務署からのお知らせ～



電話の前に検索！



国税庁ホームページでは、国税に関する情報を検索したり、申告書・届出書等の様式を入手することができます。

また、よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、
タックスアンサー に掲載していますので、是非ご利用ください。
PC・スマートフォン 等から検索を！！

携帯サイトはこちら



<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

各税務署の連絡先

税務署名	電話番号 (代表)	管轄区域	税務署名	電話番号 (代表)	管轄区域
旭川中	0166-90-1451 (代表)	旭川市（旭川東税務署管内の地域を除く）、 上川郡鷹栖町	札幌南	011-555-3900 (代表)	豊平区、南区、清田区、千歳市、恵庭市、北 広島市
旭川東	0166-23-6291 (代表)	旭川市（宮下通及び1条通から10条通の18丁 目以東、11条通各丁目、旭神町、旭神、豊 岡、東光、新星町、大雪通、新富、バルブ 町、金星町、東、神居、神居町、忠和、高砂 台、台場、南が丘、台場東、永山町、永山、 永山北、流通団地、秋月、東旭川南、東旭川 北、工業団地、東旭川町、緑が丘、緑が丘 東、緑が丘南、神楽、神楽岡、神楽岡公園、 西御料、西神楽南、西神楽北、西神楽、新 開）、上川郡（東神楽町、当麻町、比布町、 愛別町、上川町、東川町、美瑛町）	滝川	0125-22-2191 (代表)	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内 市、空知郡（奈井江町、上砂川町）、樺戸郡 新十津川町
網走	0152-43-2181 (代表)	網走市、網走郡（美幌町、津別町、大空 町）、斜里郡（斜里町、清里町、小清水町）	十勝池田	015-572-2171 (代表)	中川郡（池田町、豊頃町、本別町）、足寄郡 （足寄町、陸別町）、十勝郡浦幌町
岩見沢	0126-22-0810 (代表)	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、空知郡 南幌町、夕張郡（由仁町、長沼町、栗山 町）、樺戸郡（月形町、浦臼町）	苫小牧	0144-32-3165 (代表)	苫小牧市、白老郡白老町、勇払郡（安平町、 厚真町、むかわ町）、沙流郡（日高町、平取 町）
浦河	0146-22-4131 (代表)	新冠町新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似 町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町	名寄	01654-2-2157 (代表)	士別市、名寄市、上川郡（和寒町、剣淵町、 下川町）、中川郡（美深町、音威子府村、中 川町）
江差	0139-52-0078 (代表)	檜山郡（江差町、上ノ国町、厚沢部町）、爾 志郡乙部町、奥尻郡奥尻町	根室	0153-23-3261 (代表)	根室市、野付郡別海町、標津郡（中標津町、 標津町）、目梨郡羅臼町
小樽	0134-23-2171 (代表)	小樽市	函館	0138-31-3171 (代表)	函館市、北斗市、松前郡（松前町、福島 町）、上磯郡（知内町、木古内町）、亀田郡 七飯町、茅部郡鹿部町
帯広	0155-24-2161 (代表)	帯広市、河東郡（音更町、士幌町、上士幌 町、鹿追町）、上川郡（新得町、清水町）、 河西郡（芽室町、中札内村、更別村）、広尾 郡（大樹町、広尾町）、中川郡幕別町	深川	0164-23-2191 (代表)	深川市、雨竜郡（妹背牛町、秩父別町、雨竜 町、北竜町、沼田町、幌加内町）
北見	0157-23-7151 (代表)	北見市、常呂郡（訓子府町、置戸町、佐呂間 町）	富良野	0167-22-2144 (代表)	富良野市、空知郡（上富良野町、中富良野 町、南富良野町）、勇払郡占冠村
釧路	0154-31-5100 (代表)	釧路市、釧路郡釧路町、厚岸郡（厚岸町、浜 中町）、川上郡（標茶町、弟子屈町）、阿寒 郡鶴居村、白糠郡白糠町	室蘭	0143-22-4151 (代表)	室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町、 洞爺湖町）、有珠郡壮瞥町
倶知安	0136-22-1192 (代表)	島牧郡島牧村、寿都郡（寿都町、黒松内 町）、磯谷郡蘭越町、虻田郡（ニセコ町、真 狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安 町）、岩内郡（共和町、岩内町）、古宇郡 （泊村、神恵内村）	紋別	0158-23-2191 (代表)	紋別市、紋別郡（遠軽町、湧別町、滝上町、 興部町、西興部村、雄武町）
札幌北	011-707-5111 (代表)	北区、東区、石狩市、石狩郡（当別町、新緑 津村）	八雲	0137-63-2148 (代表)	茅部郡森町、二世郡八雲町、山越郡長万部 町、瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町
札幌中	011-231-9311 (代表)	中央区（大通・北1条～北5条・南1条～南 8条の西1丁目～西10丁目、北6条西10丁 目、大通・北1条～北5条・南1条～南7条 の東各丁目）	余市	0135-22-2093 (代表)	積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡（仁木 町、余市町、赤井川村）
札幌西	011-666-5111 (代表)	中央区（札幌中税務署管内の地域を除く）、 西区、手稲区	留萌	0164-42-0661 (代表)	留萌市、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前 郡（苫前町、羽幌町、初山別村）
札幌東	011-897-6111 (代表)	白石区、厚別区、江別市	稚内	0162-33-1155 (代表)	稚内市、天塩郡（遠別町、天塩町、豊富町、 幌延町）、宗谷郡猿払村、枝幸郡（浜頓別 町、中頓別町、枝幸町）、礼文郡礼文町、利 尻郡（利尻町、利尻富士町）